

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)  
(たるときは、その翌日)

目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定 (二件)

保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

土地改良事業計画の適否の決定 (四件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

解除予定の保安林

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (七件)  
開発行為に関する工事の完了 (二件)  
都市計画事業の認可  
建築基準法による道路の位置の指定  
獣銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第九百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田外科医院	鳥取市興南町八一	昭和五十四年十一月五日

## 鳥取県告示第九百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山口歯科中町医院	米子市中町三五 住田ビル二階	昭和五十四年十一月五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	昭和五十四年十一月十日
戸田医院	八頭郡郡家町大字郡家二三五	"
小林歯科医院	八頭郡用瀬町鷹狩七六七一四	昭和五十四年十一月一日
池田外科医院	鳥取市興南町八一二	昭和五十四年十一月五日
米子市休日 急患診療所	米子市久米町一三六	昭和五十四年十一月一日
西川歯科医院	米子市上福原一五九七一一四 梅原ビル	昭和五十四年十一月十三日

## 鳥取県告示第九百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
市頭教治	鳥医第二、四一八号	昭和五十四年十月二十五日
曾田真理子	鳥医第二、四一九号	昭和五十四年十月二十七日
寶意規嗣	鳥医第二、四二〇号	"
原田英昭	鳥医第二、四二一号	"
左野喜實	鳥医第二、四二二号	"

鳥取県告示第九百九十一号  
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
山口歯科 中町医院	米子市中町三五住田ビル二階	道府県名
米子市休日 急患診療所	米子市久米町一三六	申出の都
全国	昭和五十四年十一月一日	

鳥取県告示第九百九十二号  
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
山口歯科 中町医院	米子市中町三五住田ビル二階	道府県名
米子市休日 急患診療所	米子市久米町一三六	申出の都

左 野 喜 實	原 田 英 昭	齊 意 規 嗣	曾 田 真 理 子	市 頭 教 治	氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
					鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥国医第一、四一九号	昭和五十四年十月二十五日
						鳥国医第一、四二〇号	昭和五十四年十月二十七日

昭和五十四年十一月十六日

## 鳥取県告示第九百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

## 鳥取県告示第九百九十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 所 在 地
昭和五十四年十月二十七日	池田外科医院 鳥取市興南町八一一

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九百九十四号

池田外科医院	鳥取市興南町八一一	"	昭和五十四年十一月五日
西川歯科医院	米子市上福原一五九七	"	昭和五十四年十一月十三日

指定年月日	名稱	所在地
昭和五十四年十月十三日	篠原病院	日野郡溝口町長山一五二ノ一
"	飛田医院	日野郡溝口町溝口四二四

**鳥取県告示第九百九十六号**

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

登録番号	肥料の名称	鳥取県知事 平林鴻三		
		保証成分量(ペーセント)	生産業者の住所及び名称	
鳥取県第四五〇号	赤崎町梨復合肥料二号	うち 窒素全量 水溶性加里 アンモニア性窒素 八・〇	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量 二・五	東伯郡赤崎町赤崎 一九九七番地の一 赤崎町農業協同組合
四・五		うち 窒素全量 水溶性加里 二・五	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量 三・〇	

鳥取県第 四五四号	鳥取県第 四五三号	鳥取県第 四五二号	鳥取県第 四一号
合肥料	泊梨粒状複合肥料	以西梨粒状複合肥料	硝酸性窒素三・〇 うち くみあいほ う素マンガ ン入り大根
加里全量 りん酸全量 五・〇 六・〇 四・〇	うち 窒素全量 水溶性加里 四・六	うち 窒素全量 水溶性加里 五・〇 六・〇 五・〇	うち 水溶性加里 八・〇 うち 水溶性りん酸 六・五 うち 水溶性りん酸 八・〇 うち 水溶性りん酸 一四・〇 うち 水溶性りん酸 八・〇 うち 水溶性りん酸 八・〇 うち 水溶性りん酸 一四・〇
泊村農業協同組合	東伯郡東郷町 大字中興寺三七八番地 赤崎町農業協同組合	東伯郡赤崎町 一九九七番地の一 赤崎町農業協同組合	八頭郡若桜町若桜 三五五番地一 若桜町農業協同組合

## 鳥取県告示第九百九十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に

鳥取県第 四五五号	鳥取県第 四五六号	鳥取県第 四五六号	鳥取県第 四五六号	鳥取県第 四五六号
ハワイ梨粒 状複合肥料	複合肥料	複合肥料	水溶性加里	窒素全量
うちアンモニア性窒素 りん酸全量	うちアンモニア性窒素 りん酸全量	うちアンモニア性窒素 りん酸全量	うちアンモニア性窒素 りん酸全量	うちアンモニア性窒素 りん酸全量
六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇
東伯郡羽合町久留 二六番地の一 羽合町農業協同組合	大字大鳥居二〇一 番地 関金町農業協同組合	大字大鳥居二〇一 番地 東伯郡大栄町由良宿 五六一一番地 大栄町農業協同組合	大字大鳥居二〇一 番地 東伯郡大栄町由良宿 五六一一番地 大栄町農業協同組合	大字大鳥居二〇一 番地 東伯郡大栄町由良宿 五六一一番地 大栄町農業協同組合
うち 溶性 加里 五・八	うち 溶性 加里 七・〇	うち 溶性 加里 六・〇	うち 溶性 加里 五・七	うち 溶性 加里 五・〇
窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量	窒素全量
五・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇

基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び名称
四一二号	鳥取県第 佐治梨複合 肥料	うちアンモニア性窒素 りん酸全量 四・二	八頭郡佐治村大字加瀬 木一三〇〇番地 佐治村農業協同組合
四二九号	鳥取県第 がら粉末 四・〇かに	うち 水溶性 加里 五・七	境港市米川町一〇六番地 有限会社 寺田水産

## 鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(三部

地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三

溝口町役場

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

鳥取県告示第九百九十九号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(福岡地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十一号

昭和五十四年十月一日付けで佐治村から申請のあつた紙子谷地区の農道整備事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十二号

昭和五十四年十月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた紙子谷地区的換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第千三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第千六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

画課において公衆の縦覧に供する。

## 鳥取県告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年九月一日 鳥取県指令受都計第二百八十八号

有限会社吉田工務店

代表取締役 吉田公博

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉二丁目六二一番地

住研産業有限会社

代表取締役 石田正美

### 鳥取県告示第千十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第千十三号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

### 一 施行者の名称

米子市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十三号河崎公園

### 三 事業施行期間

昭和五十四年十一月十六日から昭和五十五年三月三十一日まで

### 四 事業地

昭和五十四年十一月十六日から昭和五十五年三月三十一日まで

### 五 収用の部分

米子市河崎字大水落沖地内

### 六 使用の部分

なし

### 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年一月三十一日 鳥取県指令受倉土維第五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市北野字下河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字余戸五四番地六

## 鳥取県知事第十四印

建築基準法(昭和1十五年法律第110号)第四十二一条第一項第五項に規定する道路の位置を昭和五十四年十一月十六日次のことおの指定期間、建築基準法施行規則(昭和1十五年建設省令第百十号)第十条の規定により担当ある。

この関係図面は、鳥取県土木部建築課にゆこて縦覧に供する。

昭和五十四年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鳥 三

申請人の住所 及び 氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市西川柳 110番地	米子市西川柳字御所地区市道(添地) 10番地一、10番地二	幅員 4.00メートル 延長 33メートル
先本陣一郎		

## 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和54年4月15日までに(昭和41年6月7日以後に開催された)乙種又は丙種の狩獵者講習会の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者を除く。

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間  
(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の扱い

## 4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 携行品

- (1) 筆記用具及び印  
(2) 猟銃及び空気銃の扱いに関する講習会受講手数料の額(2,000円)に相当する鳥取県収入証紙